

全 般 編

1. 学校安全の意義

奈良県教育委員会が示す「学校教育の指導方針」では、指導の重点目標として「確かな学力の育成」「豊かな人間性の育成」「たくましい心身の育成」の三つが示されている。

これら三つの指導の重点目標を達成するために、子どもたちを事件や事故、災害等（以下、「事故等」という）の危険から守るための体制づくりを進めるとともに、自ら身を守る意識や行動力を身に付けさせる指導を充実させる等、具体的で実践的な安全教育を展開する必要がある。

また、「豊かな人間性の育成」や「たくましい心身の育成」に向けては、生涯にわたって健康を保持増進するために必要な知識や実践力を身に付けさせる等、安全教育とともに学校保健や食に関する指導も含めた健康教育を充実させることが極めて重要である。

以前に比べ改善されつつあるものの、幼児期から学齢期を経て成人に至るまでの年齢層における死亡原因をみると、依然として「不慮の事故」の割合が高い。また、自然災害も頻発化・激甚化の傾向がみられる等、幼児児童生徒（以下、「児童生徒等」という）の安全に危険を及ぼす要因は増加している。加えて、学校管理下における事故災害や交通事故についても予断を許さない状況であり、学校教育の中にも依然として多くの課題が見受けられる。

これらのことから、学校安全は児童生徒等が自他の生命の尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることを目標としている。

そのためには、学校が保護者や地域、関係機関等と密接に連携しながら、安全に関する諸活動を推進することが重要である。

また、児童生徒等の安全を確保するための取組を進めていくには、下図に示すとおり、三段階の危機管理に対応して、安全教育と安全管理の両面から取り組んでいくことが必要である。

事前の危機管理 (リスクマネジメント)	発生時の危機管理 (クライシスマネジメント)	事後の危機管理
安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐ。	事件・事故災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑える。	危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開等、通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る。

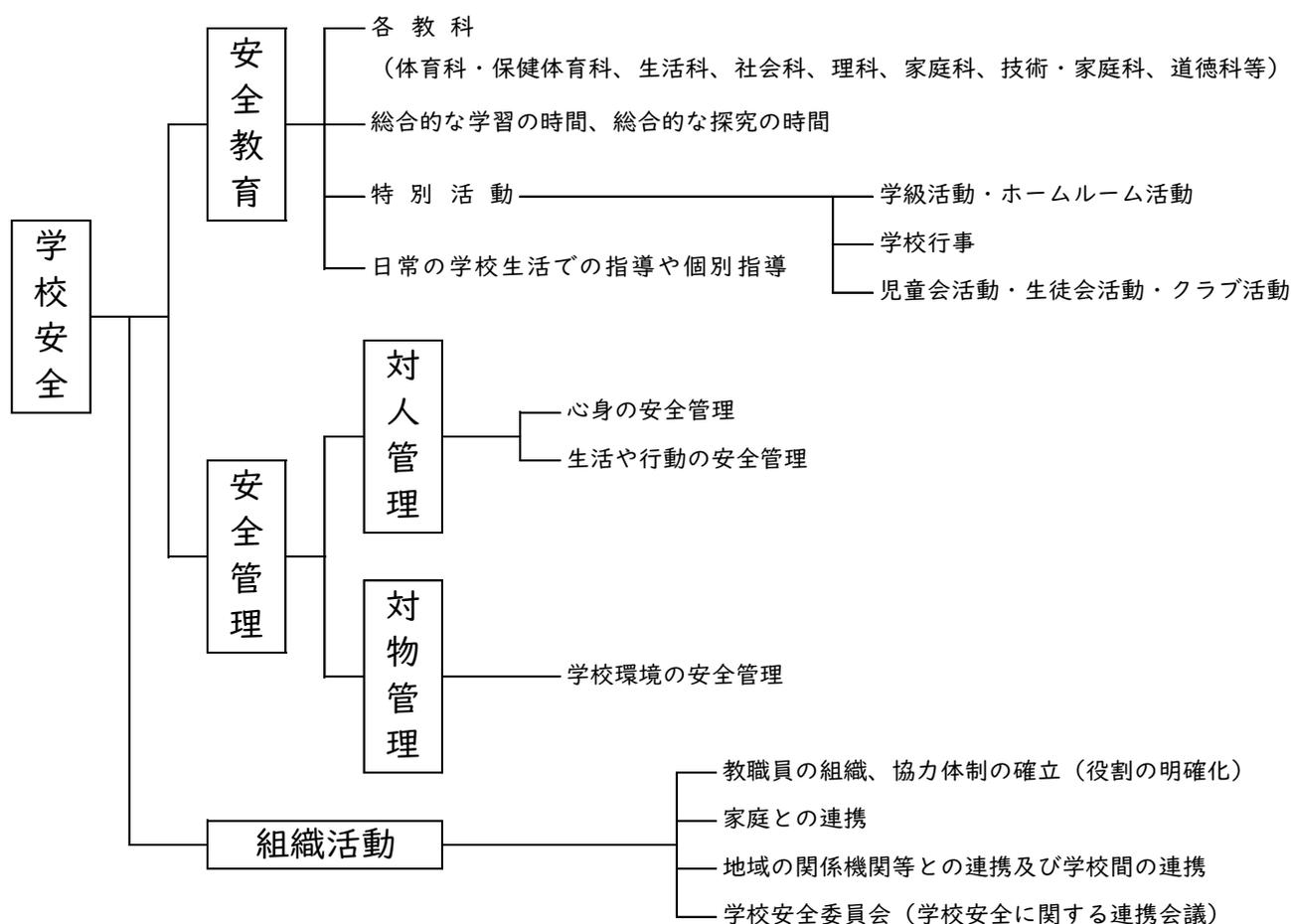
2. 学校安全の考え方と内容

学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の三領域の一つであり、それぞれが、独自の機能を担いつつ、相互に関連を図りながら、児童生徒等の健康や安全を確保するとともに、生涯にわたり、自らの心身の健康を育み、安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくために一体的に取り組まれている。

また、学校安全は「安全教育」「安全管理」「組織活動」の三つの主要な活動から構成され、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の三つの領域からなっている。

【学校安全の三つの領域】	
生活安全	日常生活で起こる事件・事故災害（誘拐や傷害等の犯罪被害防止も重要な内容の一つとしている）
交通安全	様々な交通場面における危険と安全
災害安全	地震、津波、火山災害、風水（雪）害のような自然災害（火災や原子力災害を含む）

【学校安全の体系】



3. 「学校安全計画」の作成

(1) 「学校安全計画」の意義

児童生徒等の事故等はあらゆる場面において発生しうることから、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められている。そのため、学校保健安全法第27条で策定・実施が規定されている「学校安全計画」を作成し、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

「学校安全計画」は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容を統合し、全体的な立場から、安全に関する諸活動の総合的な基本計画として、教職員の共通理解の下で立案することが望ましい。

【学校保健安全法第27条】

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検①、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導②、職員の研修③その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。 (※ ①～③は必要的記載事項)

(2) 「学校安全計画」の内容

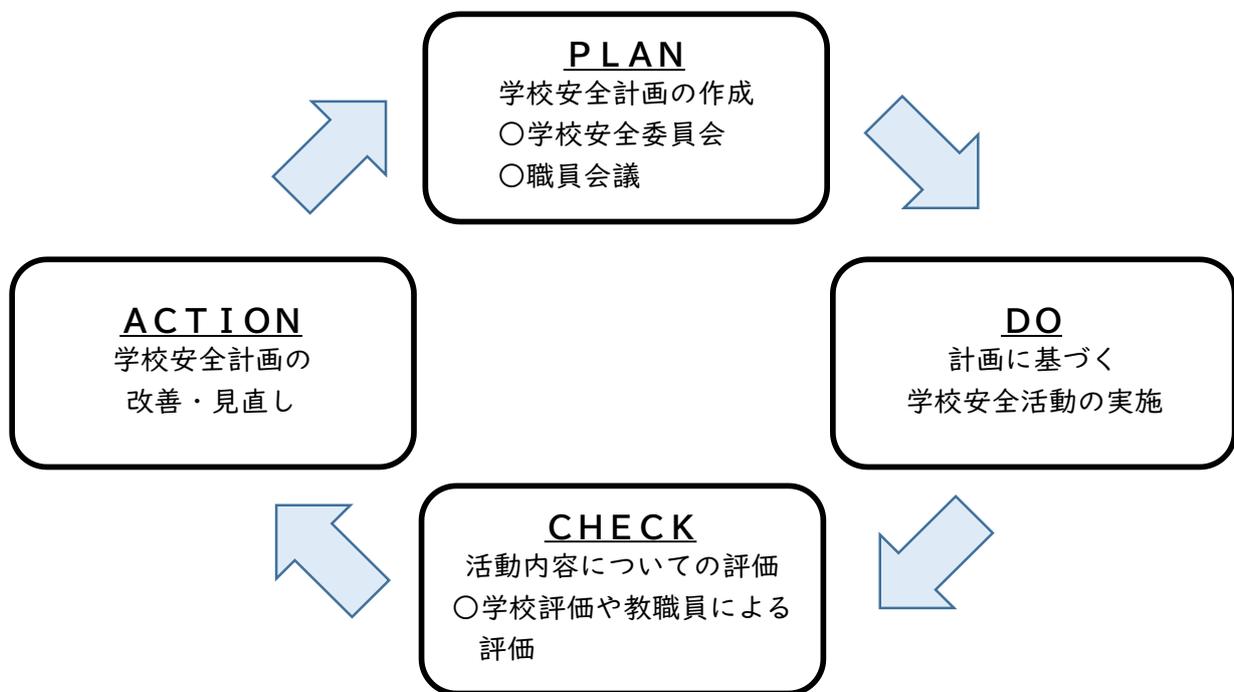
	生活安全	交通安全	災害安全
安全 教育	ア 学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項 イ 学年別・月別の指導事項 ・学級（ホームルーム）活動における指導事項 （生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等） ・学校行事（避難訓練、交通安全教室等の安全に関する行事）における指導事項 ・部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項 ・課外における指導事項 ・個別指導に関する事項		
安 全 管 理	ア 施設・設備、器具・用具等の安全点検 イ 各教科等、部活動、休み時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項 ウ 生活安全に関する意識や行動、事件・事故の発生状況等の調査 エ 校内及び地域における誘拐や傷害等の犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項 オ その他必要な事項	ア 通学路の設定と安全点検 イ 通学に関する安全のきまり・約束等の設定 ウ 自転車、二輪車等の使用するきまりの設定 エ 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査 オ その他必要な事項 ※ 通学に関しては、誘拐や傷害等の犯罪被害防止という生活安全の観点、災害発生時の災害安全の観点を考慮すること。	ア 防災のための組織づくり、連絡方法の設定 イ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保 ウ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定 エ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査 オ その他必要な事項 ※ 災害安全では、自然災害以外の火災等についても取り上げる。
組 織 活 動	ア 家庭、地域社会との連携を密にするための学校安全委員会等の開催 イ 安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危険等発生時対処要領（以下、「危機管理マニュアル」という。）等に関する校内研修事項 ウ 保護者対象の安全に関する啓発事項 エ 家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全等に関する具体的な行動 オ その他必要な事項		

(3) 「学校安全計画」の策定・実施に当たって

学校安全の取組の実施に当たっては、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められている。そのためには、「学校安全計画」の策定の過程から、各学校の学校安全の運営方針や指導の重点事項、生活安全・交通安全・災害安全に関する取組のねらい・内容等について全教職員の共通理解が図られるよう配慮するとともに、役割分担を明確にしつつ体制を整え、計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

また、児童生徒等の安全を確保するための取組が適切に行われるようにするためには、内容や手段、学校内の取組体制が適切であったか、地域との連携が適切に進められていたか等、定期的に取り組状況を振り返り、点検し、次につなげていくことが必要である。具体的には、PDCAのサイクルの中で、定期的に計画の内容や取組を評価し、見直しを行い、効果的な学校安全活動を充実させていくことが必要である。

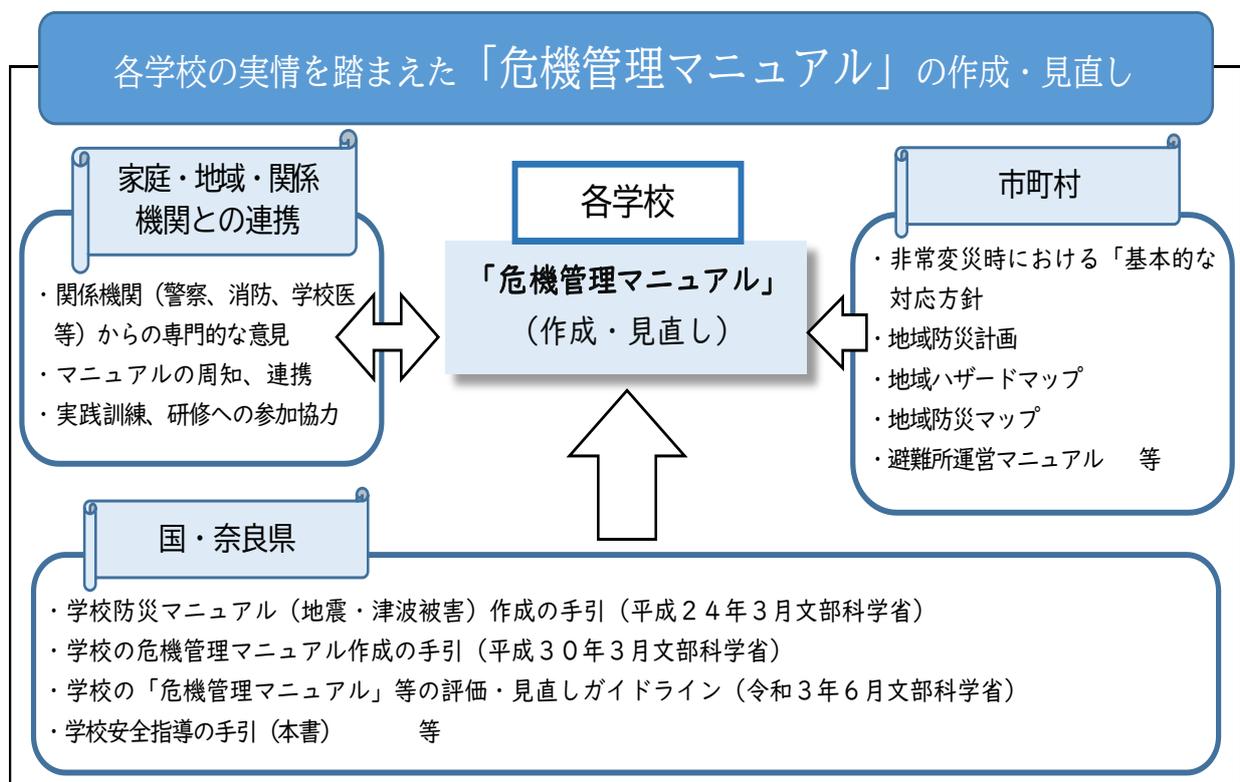
さらに、保護者や関係機関等と連携協力を図っていくことが重要であることから、学校安全計画の内容について、保護者等の関係者に周知することが望ましい。



(4) 危機管理マニュアルの策定と見直し

危機管理マニュアルは、学校管理下で事故等が発生した際、教職員が的確に判断し円滑に対応できるように、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通に理解するために作成するものである。このため、作成した後も、訓練等の結果を踏まえた検証・見直しをすることが必要である。あわせて、学校のみならず保護者や地域、関係機関等に周知し、地域全体で安全確保のための体制整備を行うことが重要である。

また、学校を取り巻く安全上の課題は、時代や社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想定されなかった新たな安全上の課題の出現等に応じて、柔軟に見直していかなければならない。



4. 安全教育

(1) 安全教育の目標

学校における安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命の尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を育成することを目指す。

具体的には次の三つが挙げられる。

- | |
|--|
| ○ 様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。（知識及び技能） |
| ○ 自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。（思考力・判断力・表現力等） |
| ○ 安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。（学びに向かう力・人間性等） |

(2) 安全教育の進め方

① 学校教育活動全体を通じた計画的な指導

安全教育の目標を実現するため、各学校で児童生徒等に育成を目指す資質・能力等の基本的な方針を明らかにし、様々な機会における指導を密接に関連付けながら学校安全計画に位置付け、教職員の共通理解を図るとともに、地域の関係機関等を含めた協力体制を整備し、意図的、計画的に推進する必要がある。また、朝の会、帰りの会等の短時間での指導や休み時間などその場における指導及び個に応じた指導にも配慮し、計画的な指導と関連付けることも大切である。

② 安全教育と安全管理との関連

安全教育と安全管理は、密接に関連させて進めていく必要がある。安全管理で身に付けた力を活用することによって、より安全な環境づくりを推進していくとともに、安全教育で身に付けた力を活用することによって児童生徒等自身が安全な行動を実践していくことで、学校安全の効果をより一層高めることが可能となる。

なお、安全教育と安全管理が関連する内容としては、次のような例が考えられる。

【安全教育と安全管理が関連する内容】

- | |
|---|
| ア 安全点検結果に基づく安全管理の評価は、その学校の安全管理及び児童生徒等の安全行動の実態を表していることから、安全教育の重要な資料として具体的に活用できる。 |
| イ 継続して行う安全管理の評価は、安全教育の成果を表しているという側面もあり、適切な安全教育が行われることが安全管理の成果をより一層高めていくことになる。 |
| ウ 日常の指導では、学校生活の安全管理として把握した児童生徒等の安全に関して望ましくない行動を取り上げ、適切な行動や実践の方法について考え、進んで安全な行動が実践できる資質・能力を培うことができる。 |
| 教科等における安全学習等、学級（ホームルーム）活動における安全指導、学校行事における安全指導、児童（生徒）会活動及びクラブ活動等における安全指導、日常の学校生活における安全指導の詳細については「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育（平成31年文部科学省）」を参照。 |

(3) 各発達段階等における安全教育の重点

【幼稚園】
日常生活の場面で、危険な場所、危険な遊び方等が分かり、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けることができるようにする。 また、災害時等の行動の仕方については、教職員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、危険な状態を発見したときには教職員や保護者等、近くの人に伝えることができるようにする。
【小学校】
安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。
【中学校】
地域の安全上の課題を踏まえ、交通事故や犯罪等の実情、災害発生メカニズムの基礎や様々な地域の災害事例、日常の備えや災害時の助け合いの大切さを理解し、日常生活における危険を予測し自他の安全のために主体的に行動できるようにするとともに、地域の安全にも貢献できるようにする。また、心肺蘇生等の応急手当ができるようにする。
【高等学校】
安全で安心な社会づくりの意義や、地域の自然環境の特色と自然災害の種類、過去に生じた規模や頻度等、我が国の様々な安全上の課題を理解し、自他の安全状況を適切に評価し安全な生活を実現するために適切に意思決定し行動できるようにするとともに、地域社会の一員として自らの責任ある行動や地域の安全活動への積極的な参加等、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。
【特別支援学校・学級】
児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の程度等、さらに地域の実態等に応じて、安全に関する資質・能力を育成することを目指す。

(4) 安全教育の各領域の内容

①生活安全に関する内容

日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 学校、家庭、地域等日常生活の様々な場面における危険の理解と安全な行動の仕方② 通学路の危険と安全な登下校の仕方③ 事故発生時の通報と心肺蘇生等の応急手当④ 誘拐や傷害等の犯罪に対する適切な行動の仕方等、学校や地域社会での犯罪被害の防止⑤ スマートフォンやSNSの普及に伴うインターネットの利用による犯罪被害の防止と適切な利用の仕方⑥ 消防署や警察署等、関係機関等の働き |
|---|

②交通安全に関する内容

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車（自動二輪車及び原動機付き自転車）等の利用ができるようにする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方② 踏切での危険の理解と安全な行動の仕方③ 交通機関利用時の安全な行動④ 自転車の点検・整備と正しい乗り方、ヘルメットの着用 |
|---|

- ⑤ 二輪車の特性の理解と安全な利用
- ⑥ 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方
- ⑦ 交通法規の正しい理解と遵守
- ⑧ 自転車利用時も含めた運転者の義務と責任についての理解
- ⑨ 幼児、高齢者、障害のある人、傷病者等の交通安全に対する理解と配慮
- ⑩ 安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力
- ⑪ 車の自動運転化に伴う課題（運転者の責任）、運転中のスマートフォン使用の危険等の理解と安全な行動の仕方
- ⑫ 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）のルールの周知
- ⑬ 消防署や警察署等、関係機関等の働き

③災害安全に関する内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようにする。

- ① 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
 - ② 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
 - ③ 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
 - ④ 風水（雪）害、落雷等の気象災害及び土砂災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
 - ⑤ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
 - ⑥ 避難所の役割についての理解
 - ⑦ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
 - ⑧ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
 - ⑨ 災害時における心のケア
 - ⑩ 災害弱者や海外からの来訪者に対する配慮
 - ⑪ 防災情報の発信や避難体制の確保等、行政の働き
 - ⑫ 消防署等、関係機関等の働き
- （②（津波）、③、⑤については、対象地域や海辺への遠足や旅行時の対応として必要）

（5）安全教育の評価

①安全教育の評価の意義と内容

安全教育において評価を行うことは、一人一人の児童生徒等が安全教育の目標をどの程度達成したかを知るとともに、教育内容や方法における問題点を明らかにし、よりよい教育内容・方法を作り上げていく上で非常に重要である。

安全教育の評価においては、ややもすると事故の発生件数のみによって、その成果を測定しがちである。しかし、事故は危険な状況や行動の一部が結果として現れたものである。児童生徒等は、安全教育を通じて安全に関する望ましい資質・能力を身に付け、その行動の結果として事故等の発生が防止できる。したがって、安全教育の評価においては、多様な側面から評価を行うことが重要である。

また、学校安全計画に盛り込まれたことが（1）適切に実施されていたか、（2）内容や方法が適切であったか、（3）指導体制が確立していたか、（4）日程や時間に問題がなかったか、（5）活用した資料等の教材や講師等の人的資源は有効であったか、（6）安全教育に関する活動の連携が図れていたかなどは学校安全計画の検証・改善の視点として非常に重要である。こうした視点をもって、児童生徒等の状況、事故等に関する客観的数値と実際の取組を合わせて検証し、次年度の計画を作成し必要な資源の確保を図ること

が安全教育の質的向上の観点からも非常に重要である。

②安全教育の評価の方法

安全教育を評価するための方法としては、質問紙法、面接法、観察法等が用いられるが、それぞれの評価方法には短所・長所があることを理解し、いくつかの方法を併用して、多面的・多角的な評価を進めていくことが必要である。

【安全教育の評価項目例（生活安全・交通安全・災害安全それぞれに対して）】

- ア 日常生活における事故の現状、原因及び事故の防止について理解できたか。
- イ 現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意志決定や行動選択ができるようになったか。
- ウ 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか。
- エ 自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか。

【安全教育に関する指導計画の評価例】

- ア 全校的な指導体制が確立されているか、教職員間の連携が図れているか。
- イ 訓練等の日程や時間、実施回数は適切であるか。
- ウ 安全管理との連携が図れているか。
- エ 児童生徒等の実態、地域の特性を反映しているか。
- オ 指導の内容や方法に課題はないか。
- カ 指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか。
- キ 保護者や地域、関係機関等の協力や理解が得られているか。

5. 安全管理

(1) 安全管理の意義

学校における安全管理は、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること、すなわち、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることである。

安全管理には、全ての学校(園)種や児童生徒等に共通して行われる点も少なくないが、立地を含む学校環境や児童生徒等の状況は大きく異なる点もあるため、それぞれの学校の実情に応じた管理も不可欠である。例えば、学校環境については、学校(園)種や教育活動の重点等による施設や設備の違いが挙げられる。児童生徒等の特性としては、年齢や個人により、心身の発育・発達の状態、行動、障害の種類や程度などが異なることが挙げられる。同じ環境であっても、その危険性は個人によって同一でないことに十分留意することが必要である。

また、安全教育又は安全管理どちらか一方のみでは、児童生徒等の安全確保の実現は難しく、安全教育と安全管理が一体的な活動を展開することによって、初めて学校における安全が確保できるものである。

このため、学校安全計画で一体的に安全教育と安全管理を年間の計画に基づいて計画的に実施することが重要である。

(2) 学校環境の安全管理

① 学校環境における安全管理の方法

(ア) 安全点検の種類と対象

学校保健安全法施行規則(以下「規則」という。)に基づく安全点検は、定期的、臨時的、日常的に例えば下表のように行うこととされている。

安全点検の種類	時期・方法等	対 象	法的根拠
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員全員 が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設 ・設備及び防火、防災、防犯 に関する設備等について	毎学期1回以上、幼児、児童、 生徒又は学生が通常使用する 施設及び設備の異常の有無に ついて系統的に行わなければ ならない(規則28条第1項)
	毎月1回 計画的に、また教職員全員 が組織的に実施	児童生徒等が多く使用する と思われる校地、運動場、教 室、特別教室、廊下、昇降口、 ベランダ、階段、便所、手洗 い場、給食室、屋上等	明確な規定はないが、各学校 の実情に応じて、上記(規則 28条第1項)に準じて行わ れる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会 や文化祭、展覧会などの 学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での 火災等の災害時 ・近隣で危害のおそれのあ る犯罪(侵入や放火等) の発生時 等	必要に応じて点検項目を設 定	必要があるときは、臨時に、 安全点検を行う (規則第28条第2項)
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動 を行うと思われる箇所につ いて	設備等について日常的な点検 を行い、環境の安全の確保を 図らなければならない (規則第29条)

(イ) 安全点検の方法

安全点検の種類	安全点検の留意点	点検方法
定期の安全点検	対象が多岐にわたるので、点検の質を確保するためには、教職員全員により、組織的かつ計画的に行わなければならない。	目視・打音・振動・負荷・作動等により実施するが、対象や項目に応じて複数の方法を組み合わせる。
臨時の安全点検	計画的に実施するものではないが、実施すべき状況やその方法等について事前に検討しておく必要がある。	
日常の安全点検	児童生徒等の学習活動や学校生活に伴って、常に行われる必要がある。	

※判断が難しく、点検の信頼性が疑われる場合には、定期又は臨時的に専門家による点検を行う必要がある。

安全点検の作成	その対象となる場所ごとに、点検の観点、点検の方法、判定結果、不良箇所とその程度、改善措置の状況等を記録できるようにする必要がある。
---------	---

(ウ) 安全点検と改善措置

学校環境の安全の確保については、学校保健安全法第28条において規定されている。

施設及び設備の安全点検を実施し、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行う等、適切な措置を講じなければならない。大規模な改修を行う場合など校長が対応できない事項については、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置の実現を図らなければならない。補修・改修履歴等の安全管理に関する情報を設置者と学校が共有する必要があり、人事異動の際にも引き継ぐことが重要である。

【学校保健安全法第28条】

校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図るうえで支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(3) 学校環境における安全管理の対象

対象や項目の設定では、学校（園）種の違い、学校環境等や地域の実情を考慮する必要がある。対象や項目例については「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育（平成31年文部科学省）」別表に詳しく示されているが、これらに限定することなく、追加・変更等を行うことが求められる。このとき、学校単独では対応できない部分も多いため、教育委員会と十分に連携しながら対応する必要がある。

また、学校施設の開放時は、開放部分と非開放部分とを明確な区分及び不審者等の侵入防止策（進入禁止場所の明示や施錠等）を徹底する。

〈校舎内等〉

教室	床や腰板等の状態、釘、びょう等の危険の有無、教室の窓枠、窓からの転落の危険性、出入口の扉の危険の有無及び机、いす、戸棚、その他の備品の配置等についても配慮する。
廊下、階段、ベランダ、昇降口	廊下の窓枠の破損の有無、フェンスの危険の有無、廊下や階段、昇降口やベランダなどの不要物品の有無について配慮する。
便所・水飲み場	トイレや水飲み場は、多くの児童生徒等によって同時に使用される場所であるため、周囲の危険物や使用上のマナーについても常に安全を確かめておく必要がある。また、水飲み場、手洗い場等は、清潔を保つとともに、滑らないようにする等の配慮が特に必要である。
屋上・バルコニー	フェンスの高さ、床やフェンス等の破損の有無等、危険のない状態にしておかなければならない。また、使用しない場合には、屋上への出入口の施錠等の管理を適切に行う必要がある。

学校給食の調理室	食中毒や火災の発生が懸念される場所であり、調理器具の保管状態、ネズミや害虫等の駆除、刃物類の始末、防虫網の整備、火気の後始末や電気、ガス使用の管理、運送用のコンテナの取扱い等、万全に管理されなければならない。
特別教室等	特別教室や準備室等の薬品棚の管理、電源、ガス等の安全装置、危険標識等の整備、刃物類の管理、実験用の危険薬品や保健室の薬品の保管と管理は、常に万全でなければならない。
体育館・遊戯室	床板や壁面の破損状況、電源等の安全、体育施設や体育用具の破損の有無、取付け口や固定口の破損の有無等について確かめるとともに安全管理に配慮する。
校舎・園舎等の外壁	周囲の危険物の有無、周囲が滑りやすくなっていないか、排水の状態等について確かめ、安全な状態が保たれるよう配慮する。

〈校舎外等〉

校地・園地・運動場等	地面の勾配、凹凸の状態、排水の状態等について点検し、危険物（ガラス、石、釘等）の除去を行い、常に安全な状態に整備しておくよう配慮する。
遊具、体育等の固定施設、移動施設	固定施設については、遊具、鉄棒、バックネット等の破損の有無や周囲の状態、設置状態、砂場、掲揚塔等の状態について常に安全を確かめ、けがが起こらないようにしておかなければならない。また、サッカーやハンドボールのゴールポスト、バスケットゴール等の移動施設については、特に固定の状態、破損の有無を確かめるとともに、移動した場合、固定状況の点検を実施する。
運動用具等の倉庫	倉庫や用具の整理・整頓に努めるとともに、常に施錠ができる状態になっているかの確認が必要である。また、用器具等の保管状態や取扱い、児童生徒等の出入りの管理等についても配慮する。
プール	浄化・消毒装置やシャワー、洗眼器等の設備が設置目的に合った機能を果たしているか、それが安全に使用されているか、また、プールの中に危険物や異物等が混入していないか、プールの排水溝、プールサイドやプールの周囲が安全な状態に保たれているか等について、常に確認しておくよう配慮する。

(4) 学校生活の安全管理

学校生活の安全管理は、休み時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校における全ての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。

① 学校生活の安全管理の方法

ア 事故の発生状況や原因・関連要因等の把握		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 運動や遊び等の活動内容、活動場所等の実態調査 ○ 学級日誌、委員会活動及びクラブ活動等の記録 ○ 健康観察や保健室来室状況等の記録 ○ 教職員による行動観察 	}	等の情報の活用
イ 行動や場所の規制		
○ 休み時間やクラブ活動等、児童生徒等の自由度が高い時間帯においても有効であるように具体的で明確でなければならない。		
(例)	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">場所の明示</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">立ち入ることができない措置</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">教職員の共通理解 協力体制の確立</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">規制の理由を児童生徒等に理解させ、遵守を徹底</div> </div> <p style="text-align: center; font-size: 1.5em; margin-top: 10px;">立入禁止</p>	
ウ 情緒の安定及び良好な健康状態の把握		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 心身の健康状態の把握及びその安定や改善に努めることが重要 ○ 個別の対応が必要な児童生徒等は、言葉で促すだけでなく実際に目視で確認することも重要 		
エ 安全管理と安全指導との関連		
○ 児童生徒等には、安全な行動選択の必要性、安全な行動の実践方法等を理解させながら、必要に応じて危険を予測する能力や安全を尊重する規範意識等の形成と関連させ、指導の徹底を図ることが大切		

②学校生活の安全管理の対象

ア 休み時間
<ul style="list-style-type: none"> ○ 校舎内で活動している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・屋上や階段、廊下や教室の施設そのものに不備や危険はないか ・校舎内での施設の利用や児童生徒等の行動に危険はないか ・庇や天窓に乗ったり、窓から不用意に体を乗り出したりする等、危険な行動をしていないか ○ 運動場、体育館等で活動している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・運動や遊びをしている者と他の者の間に危険はないか ・運動や遊びの種類と場所に危険はないか ・休み時間から学習時間に移るときの児童生徒等の行動に危険はないか ・人目に付きにくいところで運動や遊びをしている者に危険はないか ・新しく児童生徒等の間に流行している遊びで安全上問題となるものはないか ○ 運動場、体育館等で遊具や固定施設、移動施設を利用している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・遊具、固定施設そのものについて不備や危険はないか ・利用の仕方に無理はないか ・利用している者の行動に危険はないか ・固定施設の近くにいる者に危険はないか
イ 各教科等の学習時間
<ul style="list-style-type: none"> ○ 始業前や授業前に、児童生徒等の心身の状態の把握、服装、学習中に予想される危険に対する配慮がなされているか ○ 施設、用具、教材、教具等が整備され、その扱い方が児童生徒等によく理解され、利用の仕方に危険はないか
ウ 特別活動（クラブ活動等、学校行事）の活動時
<ul style="list-style-type: none"> ○ 参加する人員は完全に確認されているか ○ 異なった学年の児童生徒等による共通の活動であるための無理や危険がないか ○ 場所、時刻、時間等に無理や危険はないか ○ 用具や使用施設・設備の安全の状態の確認がされているか ○ 参加する者の健康状態が十分把握され、活動状況に危険はないか ○ 活動をしている者同士の間には危険はないか
エ 学校給食の時間
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食の配膳室の窓口前に危険はないか ○ 食事や食器を運搬する方法、運搬する通路等に危険はないか ○ 食事を配膳するときの取扱いに危険はないか
オ 清掃活動等作業時
<ul style="list-style-type: none"> ○ 道具や用具が正しく安全に利用され、また作業時等の服装が適切なものであるか ○ 肥料や薬剤の取扱いが安全になされているか ○ 作業している場所及びその周辺に危険はないか ○ 作業活動が周辺の者に危険を及ぼすことはないか

学校生活の安全管理の留意点や対象・項目の例については、「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育（平成31年文部科学省）」別表（P.120）を参照。ただし、対象や項目の設定には、学校（園）種の違いや自校の環境の実態等を考慮する必要がある。また、適宜、追加・変更等を行うことが望ましい。

（5）安全管理の評価

①安全管理の評価の意義

安全管理の評価の意義は、安全管理の実態を把握することにより、安全管理の対象、観点・方法が、安全管理のねらいに合致しているか否かを検討し、より有効な安全管理のための改善策を明らかにすることにある。なお、評価結果を教職員全員にフィードバックしたり、必要に応じて保護者、地域関係者及び児童生徒等にフィードバックし、その後の指導や管理に生かしたりすることは、安全管理へのより積極的な参画や、安全管理についての改善策の提案を促すことになるので、積極的に行うべきである。特に、施設・設備の活用状況や安全点検等についての評価は、具体的なチェックカード等を作成し、結果を検討し速やかに対応することが重要である。

②安全管理の評価の観点

評価の観点は、児童生徒等の生命や身体の安全を確保し、安心して生活できるようにするという立場から、できるだけ具体的にしておくことが必要である。下図に一般的な観点を示すが、学校や地域の実情に合わせて、より具体的で、より適切なものに工夫して設定することが望まれる。

なお、安全管理の総合的な評価としては、事故や災害の発生率や発生内容等も指標となる。

ア 学校環境の安全管理の評価の観点

評価の観点	評価の内容
安全管理計画の評価	○学校環境の安全管理に関する計画は適切であったか ○安全管理に関する実施要領、マニュアル等は適切に機能するように作成されていたか ○計画されたことが実行され、明確に記録されたか
安全点検の評価	○点検項目は適切であったか ○安全点検は計画的に実施され、必要な改善措置がなされたか ○全教職員の共通理解の下に実施されたか
事件・事故災害情報管理の評価	○事件・事故災害の情報収集、連絡体制は整えられていたか

イ 学校生活の安全管理の評価の観点

評価の観点	評価の内容
児童生徒等の評価	○児童生徒等の安全に関わる行動の実態や事故発生状況が把握され、それらが安全管理や安全指導に役立てられているか ○様々な教育活動の内容や方法で安全を確保するためのきまりや約束を児童生徒等が理解し、守り、安全に活動しているか
教職員の評価	○教科等における安全のきまりや約束等が明確にされ、教職員が安全に留意して授業を行っているか。 ○児童生徒等と日常的なかかわり、安全に関連する指導、環境整備、相談活動体制の整備を適切に行っているか
安全管理と安全指導の評価	○学校生活の安全管理が安全指導と関連付けられているか

ウ 不審者侵入防止に関する安全管理評価の観点

評価の観点	評価の内容
施設・設備整備の評価	○施設・設備の防犯対策は十分に行われたか ○防犯システムの点検は計画的に実施されたか ○学校施設の開放等はPTA等の協力により必要な対策がとられたか
不審者対応の評価	○日常の安全確保のための対策はとられていたか ○関係諸機関との連携は十分にとられていたか

エ 登下校の安全管理評価の観点

評価の観点	評価の内容
通学路設定の評価	○通学路の設定と安全確保のための点検・整備はできているか ○交通手段の違いによる安全確保はできているか
通学方法の評価	○利用される交通機関及び地域事情に応じた安全確保はできているか ○犯罪被害防止のための安全確保はできているか
関係諸機関との連携	○地域ぐるみでの見守り体制はできているか

オ 事件・事故災害発生時の危機管理評価の観点

評価の観点	評価の内容
発生時の対処と研修	○危機管理マニュアルが作成され、訓練等を行い、見直しがなされているか

	○全教職員が応急手当の手順や技術を習得できるように配慮したり、研修を行ったりしているか
事件・事故災害発生時の救急及び緊急連絡体制の評価	○校内での救急・緊急連絡体制はできているか ○校外での学習等における救急・緊急連絡体制はできているか
自然災害等発生時の安全措置の評価	○火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害等の発生に備えた被害防止対策は適切に立てられているか ○火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害等に備えて災害発生時の安全措置や教職員の役割が明確にされているか

③安全管理の評価の方法

安全管理の評価の客観性、信頼性を高めるためには、計画的な評価、量的な評価、質的な評価、組織的な評価が必要である。具体的な方法の検討の際には、以下のような情報が有用である。

【安全管理の評価に有用な情報の例】
○ 計画や実施要領、マニュアル等の内容、有効性等に関する、関係者や担当者からの意見
○ 計画や実施要領、マニュアル等の内容の実施状況
○ 安全点検等の記録結果やそれらの収集結果
○ 児童生徒等の行動等の実態や規則等の遵守状況
○ 事件や事故・災害の発生状況

このほか、事前の安全管理の事項として、体制整備、教職員研修、避難訓練等が挙げられる。

6. 心のケア

(1) 事故等発生時における心のケアの必要性

事故等の発生により、子どもたちの心身の健康に大きな影響を与えることがある。事件や事故、大きな災害に遭遇し、強い恐怖や衝撃を受けた場合、不安や不眠等のストレス症状が現れることが多い。こうした反応は誰にでも起こりうることであり、通常のストレスの場合、時間の経過とともに薄らいでいくものであるが、ストレスの大きさや種類によっては症状が長引き、生活に支障を来すなどして、その後の成長や発達に大きな障害となることもある。

心のケアに関しては、学校保健安全法第29条において規定されている。

【学校保健安全法第29条 第3項】

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

(2) 事故等発生時における心のケアの基本的理解

①事故等発生時におけるストレス症状

【児童生徒等のストレス症状の特徴】

事件や事故、大きな災害に遭遇すると、恐怖や喪失体験等の心理的ストレスによって、心の症状だけでなく身体症状も現れやすいことが児童生徒等の特徴である。

◎幼稚園～小学校低学年

腹痛、嘔吐、食欲不振、頭痛等の身体症状が現れやすく、それら以外にも興奮、混乱等の情緒不安定や、行動上の異変（落ち着きがなくなる、理由なく他の児童生徒等の持ち物を隠す等）等の症状が出現しやすい。

◎小学校高学年以降（中学校、高等学校を含む）

身体症状とともに、元気がなくなって引きこもりがちになる（うつ状態）、些細なことで驚く、夜間に何度も目覚める等の症状が目立つようになり、大人と同じような症状が現れやすくなる。

生命に関わりかねない状況の体験や目撃、性被害等の激しいストレスにさらされた場合

【急性ストレス障害 Acute Stress Disorder（以下「ASD」という）】

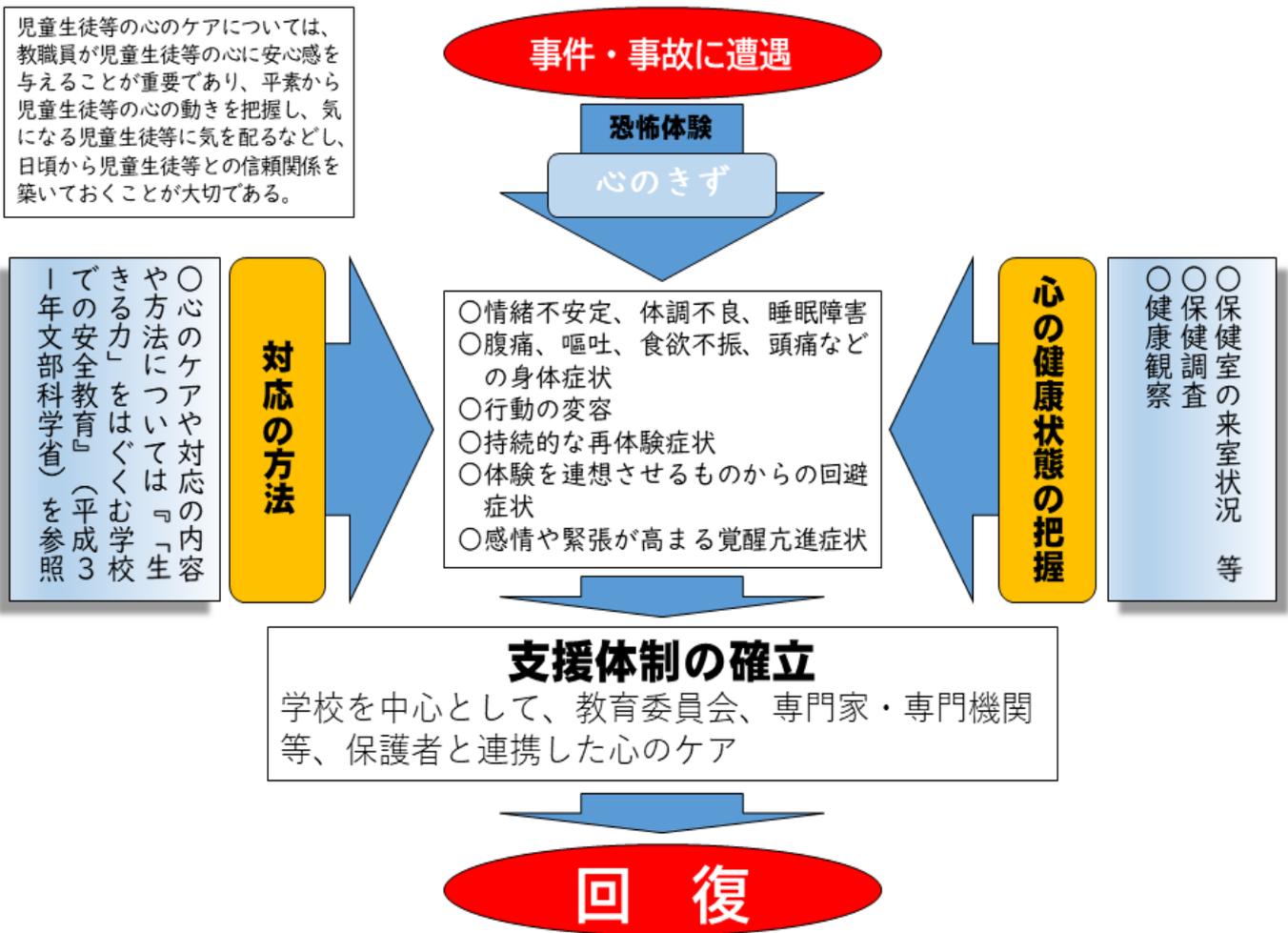
- 再体験症状（侵入症状）
 - ・ 体験した出来事を繰り返し思い出したり、悪夢を見たりする
 - ・ 体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック）等
 - 陰性気分
 - ・ 否定的、悲観的な感情に支配される
 - 解離症状
 - ・ 自分自身や周囲に現実感を得ることができない（ボーっとする、時間の流れが遅い等）
 - ・ トラウマとなる出来事の重要な部分が思い出せない
 - 回避症状
 - ・ 体験した出来事と関係するような話題等を避けようとする
 - ・ 人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる 等
 - 過覚醒症状
 - ・ よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない、集中できない、極端な警戒心をもつ、ささいなことや小さな音で驚く 等
- このような症状がトラウマ体験後に3日から1か月持続した場合をASDと呼ぶ

【心的外傷後ストレス障害 Post Traumatic Stress Disorder（以下「PTSD」と呼ぶ）】

事故等発生後に、ASDで見られる再体験症状（侵入症状）、回避症状、認知と気分の陰性変化、過覚醒症状等の強いストレス症状が1か月以上持続した場合はPTSDと呼ぶ。また、これらの症状は、事故等発生から半年以上も経過してから出現する場合があることを念頭に置く必要がある。PTSDはASDと異なり、時間とともに自然治癒しないことが多い。そのため、周囲が早期に気付くことが重要である。

(3) 事故等発生時における心のケアの実践

児童生徒等の心のケア対策は、教職員の共通理解の下、学校、家庭、地域社会が一体となって支援できる体制を整え、平常時からの指導の重要性に留意し、事故等発生時や事後の対応を適切に行うことが必要である。学校（園）は児童生徒等の心のケアを安全管理の一環としてとらえ、危機管理マニュアルの中に位置付け、教職員がそれぞれの役割を果たすことが必要である。平常時から心のケアを担当している校内組織が円滑に機能していることが、事故等発生時の迅速な対応につながる。



7. 安全教育と安全管理における組織活動

(1) 組織活動の意義

学校安全の活動を効果的に進めていくためには、安全教育、安全管理の活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付けることが重要であり、教職員の役割分担と連携は、全教職員の共通理解の上で各自の適切な行動に結び付けられるよう、形式的なものではなく機能的で実践的なものとするのが求められる。このため、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心として、学校安全計画や危機管理マニュアル等に基づいた組織的な取組を的確に行えるような体制を構築するとともに、全ての教職員が、各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身に付けることが必要である。あわせて、学校と家庭、地域の関係機関等及び学校相互の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を確保し、安心して学校生活を送れるように環境を整えるとともに、児童生徒等へ実践的な安全教育を実施する必要がある。

【学校保健安全法第30条】

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関等、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

(2) 学校における体制整備

①校内の協力体制

学校安全の活動を推進するための学校運営組織では、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の面から教職員がそれぞれの特徴を理解し、統合することができるようにならなければならない。その際、校務分掌、校内規定等において、教職員の役割分担と責任が明確になっていることが必要である。また、各種安全に関する実施計画の策定、学校安全活動の企画・調整・評価について、関係教職員の連携の核となる教職員を校務分掌の中で明らかにし学校安全を推進する体制を整備することも大切である。

また、学校における危機管理に関する組織体制については、各学校の実情に応じて、想定される危険等を明確にし、事前、発生時及び事後の危機管理に応じた体制を、家庭・地域・関係機関等と連携し、必要に応じて教育委員会のサポートを受けながら整備しておく必要がある。

危機管理マニュアルの作成・改善に当たっては、教職員の役割分担と責任を明確にした上で、危機管理等に関する校内組織において検討・意見聴取を行い、全教職員に周知するとともに、日頃から教職員の危機管理意識の維持高揚を図られるようにすることが大切である。

【学校保健安全法第29条 第1項 第2項】

1 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において該当学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。
2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講じるものとする。

②教職員研修

教職員は、学校における組織体制や安全教育の重要性と緊急性を十分認識し、安全教育に関する指導力を一層高めることが求められる。そのためには、学校や地域の実態に即した実践的な研修を行う必要がある。

各学校においては、学校安全計画に教職員の研修を位置付け、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修や安全教育の一層の改善・向上に必要な研修を行うことが求められる。その際、校務分掌中に学校安全の中核となる教師を位置付け、研修の推進役としての役割を担ってもらう等、校内体制の整備も必要である。

研修例
○学校安全計画や危機管理マニュアルの周知徹底
○学期始めや学期末はもちろん、月初めや月末には校内の事故統計、事故事例、安全点検の結果や日本スポーツ振興センター等の事故災害情報等により、各学校の安全に関する問題の所在を話し合い、安全な環境の整備等、具体的な解決策を講じること
○危機管理マニュアルに基づく様々なケースに対応した防災避難訓練・防犯避難訓練
○AEDを含む心肺蘇生法等の応急手当に関すること
○心のケア等に関すること
○児童生徒等の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程の位置付け、教育内容、教材等に関する共通理解を図ること

(3) 家庭・地域・関係機関等との連携

学校が抱える課題が複雑化・多様化しているが、教職員がそれら全てを担うことは困難である。また、事故等は、児童生徒等が学校にいる時間帯だけではなく、家庭や地域にいる間に発生する可能性も高く、日頃から家庭や地域全体で備えをしておく必要がある。これらのことから、家庭や地域と連携・協働した教育活動の推進が不可欠である。特に、平素からの学校と家庭・地域との関係づくりが非常時に児童生徒等の命や安全を確保する事につながることも、児童生徒等の安全に関する課題について家庭・地域・関係機関等が連携・協働できるよう体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ、学校安全に取り組むことが必要である。

①学校安全推進のための連携体制づくり
○地域学校協働活動を推進する中で、学校安全の観点を組み入れた学校運営や地域ぐるみで防犯・交通安全・防災等の取組を行うこと
○地域の交通安全や防犯に係る様々な協議の場等の設置・活用により、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行うこと
②家庭、地域等との連携・協働
○学校運営協議会の場や、保護者参観日やPTA総会、地域と学校が連携・協働した取組を実施する際など、保護者や地域住民が来校する機会を活用し、防犯・交通安全・防災に関する情報提供や、事故等の発生時に求められる対応等についての保護者・地域住民への説明等を行う
○日常におけるルールやマナーを遵守することは、児童生徒等にとっての安全を確保する上でも非常に重要な要素であるが、それらの基礎は家庭において育まれる部分が大きいため、家庭も責任をもって学校と一緒に安全教育に取り組んでいくという考え方を共有する
○児童生徒等が地域の安全課題の改善に当たって一定の役割を担うことは、児童生徒等自身の成長にも寄与するという教育的意義を、関係者が共有して学校安全の取組を進めること
③地域の住民やボランティア等との連携方策
○地域の住民や児童生徒等の安全を確保するために主体的に活動している様々なボランティア団体等の活動は「事故等を未然に防ぐ日常的な取組」と「事故等が発生した場合の取組」の2つに大別される
○教育委員会・学校は、児童生徒等の安全確保について、これらのボランティア団体等と連携を図りなが

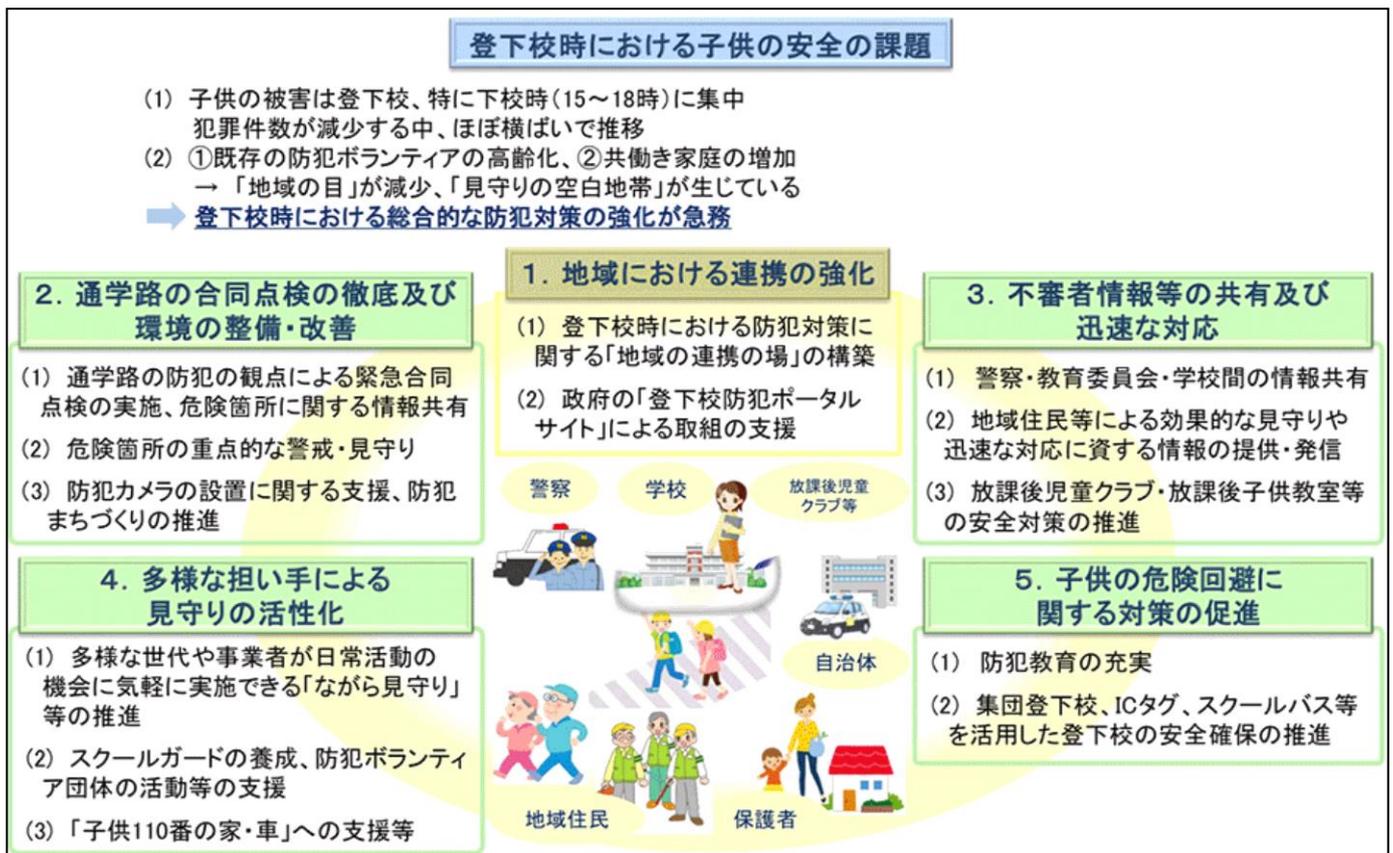
ら取り組んでいくことが必要

- 地域の住民やボランティアの方々をゲストティーチャーとして活用し、地域安全に対する思いや願いを直接聞き取ることで、自分たちにできることは何か、何をしなければならないかについて、児童生徒等は深く考えることができ、地域の取り組んでいる防犯・防災活動等の状況への理解が深まる

④教育委員会・設置者の役割

- 校舎や体育館等の耐震工事の実施や学校施設等学校の整備のみならず、事故等発生時に十分に対応できる体制を確立し、学校を積極的に支援することにより、児童生徒等や教職員の安全を確保する
- 緊急時に迅速・的確に対応するためには、学校の避難訓練等に合わせ、教育委員会としても防災担当部局との連携や学校への指示等を含め訓練を積み重ねていくことが大切
- 学校が地域の一員として対応を検討すべき安全上の課題等への対応は、学校だけで取り組むことは困難なことから、教育委員会・設置者は、積極的に地方公共団体の関係部局や関係機関等と連携を図り、学校の取組を支援することが必要
- 教育委員会・設置者は学校安全の推進のための連携体制整備等について、中心となって取り組むことが望まれる
- 私立学校や国立大学附属学校については、学校安全に関する情報が入りにくいという課題もあることから、設置者や学校同士の連携や、地域の情報共有の場合への参画を図るとともに、地方公共団体においても、教育委員会、私立学校担当課、防災担当部局、警察のほか、気象台や地方整備局等の関係者が積極的に連携を図りながら地域一体となって学校安全の対応を行うことが必要

【地域の連携の場の構築について】



「平成30年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係関係会議」資料より